

地域の安心・安全のために



防犯カメラ設置 補助金制度



地域における防犯力の向上を図るため、カメラ設置にかかる費用の一部を補助します

1 対象者



次のいずれかに
該当する個人

- ・ 半田警察署管内の住宅に
現に居住する人
- ・ 半田警察署管内の住宅
(空き家)を所有する人

※ 法人・団体での申請はできません

2 補助内容



防犯カメラを設置に
かかる費用の一部を補助

上限額 3,000円

防犯カメラの購入及び設置に要した費用(税込)

※ 防犯カメラの条件は別紙チェックリストを
参考にしてください

3 申請・交付方法



以下の手順で申請・交付します

- ① 申請書の提出
(必要書類を持参又は
メール送付)
- ② 審査
(書類審査)
- ③ 交付決定
(口座振込にて交付)
※ 申請者本人名義の口座に限る

必要書類

- ・ 防犯カメラ設置補助金
申請書兼請求書
- ・ 費用の内容がわかる
書面等の写し
(領収書やレシート、電子領収書等)
- ・ 設置したことがわかる
写真や電子データ
(公道等から容易に見える位置に設置
したことがわかるもの)
- ・ 身分証等

※ 半田市内に居住の方は
半田市へ申請してください
(二重申請不可)

4 申請期間



令和8年度の申請期間は
以下のとおりです

令和8年
7月1日(水)
～
令和9年
3月31日(水)

※ 補助金交付は申請順とし、期間内でも
予算に達し次第終了とします

お問合せ
(申請先)

半田防犯協会連合会

半田市出口町1丁目31番地
半田警察署 生活安全課内

TEL:0569-26-1511

E-mail : handaboukyou@ninus.ocn.ne.jp

↑メールでの申請先

◆ 詳しくは半田警察署ホームページ内をご覧ください

対象となる 防犯カメラの条件



チェックリスト

- 外部記録媒体等に映像を録画し閲覧できること
※ ダミーカメラ、録画機能のない防犯カメラは対象外

- 犯罪の未然防止及び早期発見を目的とし、公道等から容易に見える位置で住宅の屋外に継続的に設置すること
※ 賃貸住宅にお住まいの方は、事前に住宅の所有者または管理者の同意を得ること

- 自己の住宅敷地内及び必要最低限の隣接する道路等の公共空間を撮影する範囲で設置すること

- 愛知県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していること
※ 設置にあたっては、プライバシーに十分配慮すること

- 令和8年4月1日以降に購入したもの

